パブリックコメントを実施し、シンポジウムを開催します

両国観光まちづくりグランドデザインの中間報告

区では、両国駅周辺の豊富な地域資源を活かし、東京スカイツリー®に次ぐ新たな観光拠点とするため、「両国観光まちづくりグランドデザイン」の策定に向けて検討を進めています。

この度、中間報告がまとまりましたので、皆さんからのご意見を募集します。また、グランドデザインの検討委員会の方々をパネリストに迎え、参加型のシンポジウムを開催します。

■パブリックコメント（意見募集）

【中間報告の閲覧期間・場所】4月24日（水）まで・都市計画課（区役所9階）、区民情報コーナー（区役所1階）＊区ホームページでも閲覧可**【ご意見の提出方法】**ご意見（書式自由）と、住所・氏名（団体名）・電話番号を郵送または、ファクス、Eメールで4月24日（必着）までに問合せ先へ

■シンポジウム

【とき】4月14日（日）午後1時～3時半**【ところ】**第一ホテル両国（横網1－6－1）**【定員】**先着150人**【費用】**無料**【申込み】**当日直接会場へ

【問合せ】〒130－8640都市計画課都市計画・景観担当☎5608－6266・FAX5608－6409・✉TOSHIKEIKAKU@city.sumida.lg.jp

パブリックコメント（意見募集）を実施します

（仮称）墨田区老朽建物等の適正管理に関する条例案

区では、空き家をはじめとする老朽建物が区内に増加していることを踏まえ、これに対応し、安全・安心なまちをめざすため、「（仮称）墨田区老朽建物等の適正管理に関する条例」の制定に向けて検討を進めています。

この度、条例案の概要がまとまりましたので、皆さんからのご意見を募集します。

【条例案概要の閲覧期間・場所】4月10日（水）～5月7日（火）・安全支援課（区役所5階）、区民情報コーナー（区役所1階）＊区ホームページでも閲覧可**【ご意見の提出方法】**ご意見（A4用紙1枚以内で書式自由）と、住所・氏名（団体名）・年齢・電話番号を郵送または、ファクス、Eメールで5月7日（必着）までに〒130－8640安全支援課安全支援係☎5608－6199・FAX5608－6425・✉ANZENSIEN@city.sumida.lg.jpへ

身近なスポーツの場としてご利用ください

区立中学校の体育施設

【対象】区内在住在勤在学の中学生以上 ＊スポーツ安全保険等に加入する必要あり ＊中学生は保護者または成人の同伴が必要**【費用】**無料 ＊用品代等がかかる場合あり**【申込み】**利用期間中、直接会場へ ＊ソフトテニスの団体利用の場合は、利用希望日の前月第2水曜日午後7時に会場で受け付け**【問合せ】**スポーツ振興課スポーツ施設担当☎5608－6312

■ご利用になれる区立中学校体育施設の種目・利用期間など

種目	中学校名	利用期間	利用区分
卓球	吾嬬第一中学校（立花5－48－9）	4月10日～7月3日、9月4日～12月4日、平成26年1月8日～3月5日の毎週水曜日	個人
バレーボール（9人制・ソフトバレー）	錦糸中学校（石原4－33－14）		
軽運動	墨田中学校（向島4－25－22）	4月10日～12月4日、平成26年1月8日～3月5日の毎週水曜日 ＊旧向島中学校は工事のため、4月～6月は利用休止予定	
バドミントン	竪川中学校（亀沢4－11－15）		
	吾嬬第二中学校（八広4－4－4）		
	旧向島中学校（東向島4－18－9）		
	立花中学校（立花4－30－18）		
バスケットボール	寺島中学校（八広1－17－15）		
硬式テニス			
ソフトテニス		4月14日 ～7月14日、9月1日～12月8日、平成26年1月12日 ～3月2日の毎週日曜日	
		4月4日～10月25日の毎週木・金曜日	団体

注利用時間は▶水・木・金曜日＝午後7時～9時 ▶日曜日＝午後1時～4時 です。
注学校行事等により、ご利用になれない場合があります。
注今年度から、会場の中学校、利用時間が変更になった種目があります。

4月1日から変更します

区の組織

東京スカイツリーの開業に係る総合調整業務等が終了したため、新タワー調整担当と新タワー調整課を廃止しました。

なお、これまで新タワー調整課が担当していた業務は、観光課に移管します。

また、すみだ北斎美術館の開設準備を進めるため、区民活動推進部に部長級の参事（北斎美術館開設担当）を新設します。

【問合せ】企画・行政改革担当☎5608－6230

すみだ子育て支援ネット「はぐ（Hug）」の新サービスです

療育タイムサポート

区では、訪問型保育支援事業〝すみだ子育て支援ネット「はぐ（Hug）」〟に、新たなサービスとして「療育タイムサポート」を追加し、今月から開始します。

このサービスは、療育の必要なお子さんの保護者が、そのお子さんを児童デイサービス施設などに通所させる際、一緒に連れて行くことができない兄弟姉妹を、区が認定した子育てサポーターが一時的に保育するというものです。詳しくはお問い合わせください。

なお、サービスの利用には、事前に登録が必要です。

【費用】▼登録料＝1世帯につき1000円 ▼利用料＝1時間800円**【登録方法】**随時、電話で「はぐ（Hug）」事務局☎3616－1727へ ＊受付は午前7時～午後8時**【問合せ】**子育て支援総合センター☎5630－6351

本日開館しました

八広地域プラザ「吾嬬（あづま）の里」（八広4－35－17）

地域コミュニティの活動の場として、ぜひ、ご利用ください。

なお、今月7日（日）午後1時から、開館イベントを開催します。

[問合せ]区民活動推進課区民活動推進担当☎5608－6592

帰宅呼びかけメロディー
午後5時半に放送
（4月1日から）

遅くまで遊んでいる子には家に帰るようひと声かけて

区政情報番組
ウィークリー すみだ
4月の番組表

キャスター 比嘉夏希さん

毎日、午前9時、正午、午後4時・8時（各30分間）に地上デジタル11チャンネルで放送しています。なお、放送終了後、区ホームページでもご覧いただけますので、各番組の閲覧開始時期については、お問い合わせください。
[問合せ]広報広聴担当 ☎5608－6220

4月7日（日）～13日（土）
- ●ニュースホットライン…区のイベントや取組をニュース形式で紹介
- ●区政トピックス…区内循環バス「すみだ百景 すみまるくん・すみりんちゃん」
- ●すみだを学ぼう！（新コーナー）…すみだを彩るさくら
- ●すみだ街歩きナビ…運気上昇!?すみだパワースポットめぐり

4月14日（日）～20日（土）
- ●ニュースホットライン…区のイベントや取組をニュース形式で紹介
- ●区政トピックス…新たな工房ショップとすみだマイスター
- ●特集…すみだの無形文化財 裁縫（足袋仕立て） 石井芳和・石井 きよ子

4月21日（日）～27日（土）
- ●ニュースホットライン…区のイベントや取組をニュース形式で紹介
- ●区政トピックス…老朽建物条例案
- ●すくすく子育て（新コーナー）…子育て支援総合センター
- ●数字が語るわがまちすみだ…すみだの緑化

4月28日（日）～5月4日（祝）
- ●ニュースホットライン…区のイベントや取組をニュース形式で紹介
- ●区政トピックス…すみだ良質な集合住宅認定制度
- ●特集…すみだの無形文化財 裁縫（足袋仕立て） 石井芳和・石井 きよ子（4月14日～20日の再放送）

＊内容が一部変更になる場合があります。ご了承ください。
＊ケーブルテレビへの加入・問合せは、㈱J: COM東京すみだ局☎0120－999－000へ

広告 新しい畳でさわやかに！詳しくはお電話かHPで。一級技能士・あなたの町の㈲たたみ工房さいとう ☎3631-9591

介護保険料

「納入通知書（仮算定通知）」などについてお知らせします

■公的年金からの特別徴収の方への保険料の通知方法を変更します

区では、65歳以上の方全員に、昨年度まで、介護保険料の「納入通知書（仮算定通知）」を4月にお送りしていました。これは、前年度の保険料額に基づき仮算定した保険料額をお知らせするものです。しかし、公的年金からの特別徴収の方は、2月の保険料額と、4月・6月・8月の保険料額とが原則、同額であるため、今年度から通知書を4月にお送りしないこととしました。

ただし、次に掲げる方は、4月に「納入通知書（仮算定通知）」をお送りします。

なお、平成25年度の住民税等に基づき算定した1年間分の保険料額の「決定通知書」は、従来どおり、7月にお送りします。

【4月上旬に納入通知書（仮算定通知）をお送りする方】▼公的年金からの特別徴収の方で、4月もしくは6月から特別徴収が始まる方、または年間を通して平均的に納めるために6月と8月の保険料額の調整を行った方　＊4月・6月・8月の保険料額を通知　▼普通徴収（納付書または口座振替での支払）の方　＊4月分～6月分の保険料額を通知し、納付書を同封　＊口座振替を利用されている方へは通知書のみ送付

■世帯全員が住民税非課税の方に対する保険料の減額制度があります

【対象】次のすべての要件を満たす方▼7月にお送りする「決定通知書」の保険料の所得段階が特例第3段階または第3段階である　▼世帯の前年の収入合計が120万円以下である（世帯人数2人目以降は、1人増えるごとに50万円を加算）　▼別世帯の住民税課税者に扶養を受けていないか、生計をともにしていない　▼世帯全員の預貯金等の合計額が200万円以下である　▼居住用以外の土地、建物を有していない　▼申請月の前月分までの保険料に滞納がない

【減額内容】25年度の保険料額を第2段階相当額に減額　＊申請月以前の減額は不可

■災害等の特別な事情により、納付が困難な方への保険料の負担軽減制度があります

災害等の特別な事情により生活が著しく困窮し、保険料の納付が困難な方は、徴収猶予や減免を受けられる場合があります。

【問合せ】介護保険課資格・保険料担当☎5608－6937

後期高齢者医療制度

「特別徴収（仮徴収）の通知書」などについてお知らせします

■公的年金からの特別徴収の方への保険料の通知方法を変更します

区では、後期高齢者医療制度の加入者のうち、公的年金からの特別徴収の方全員に、昨年度まで、保険料の「特別徴収（仮徴収）の通知書」を4月にお送りしていました。これは、前年度の保険料額に基づき仮算定した4月・6月・8月の保険料額をお知らせするものです。しかし、公的年金からの特別徴収の方は、2月の保険料額と、4月・6月・8月の保険料額とが原則、同額であるため、今年度から通知書を4月にお送りしないこととしました。

ただし、次に掲げる方は、4月に「特別徴収（仮徴収）の通知書」または「暫定保険料額決定通知書」をお送りします。

なお、平成24年中の所得等に基づき算定した10月以降の保険料額の「決定通知書」は、従来どおり、7月にお送りします。

【4月上旬に特別徴収（仮徴収）の通知書をお送りする方】▼公的年金からの特別徴収の方で、4月から特別徴収が始まる方▼すでに特別徴収をされていて、保険料額が6月から変更になる方　＊4月・6月・8月の保険料額を通知**【4月中旬に暫定保険料額決定通知書をお送りする方】**普通徴収（納付書または口座振替での支払）の方　＊23年中の所得等に基づき仮算定した4月分～6月分の保険料額を通知し、納付書を同封　＊口座振替を利用されている方へは通知書のみ送付　＊7月以降の保険料額は、24年中の所得等に基づき算定し、7月に通知予定

■公的年金からの特別徴収を口座振替に変更できます

保険料の支払は、公的年金からの特別徴収が原則ですが、申出書と口座振替依頼書を提出していただくことで、口座振替に変更できます。希望する方は、ご連絡ください。

【問合せ】国保年金課長寿医療（後期高齢者医療）保険料担当☎5608－8100

毎月1日は墨田区防災の日

4月1日の点検項目
日ごろから家庭で職場で防災会議

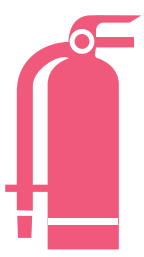

毎月5日はすみだ環境の日

4月のエコしぐさ
「無駄省き みんなで節電 続けよう」

墨田区環境キャラクター「地球くん」

すみだエコポイント

〝地球にやさしい〟は〝家計にもやさしい〟

区では、〝環境にやさしいまち〟をめざし、区民の皆さんの省エネに関する取組等に対し、「すみだエコポイント」を付与しています。これは、墨田区商店街連合会の「すみだぽいんと登録カード（Suica（スイカ）・PASMO（パスモ））」に、すみだぽいんと加盟店での買物等でご利用になれるポイントを付与するものです。

ぜひ、ご活用ください。

■すみだエコポイントの種別・対象など

種別	対象・ポイント数	申込み等
CO_2ダイエットポイント	**[対象期間]**4月分～平成26年3月分**[対象者]**ご自身が住んでいる区内住居の電気・ガスの使用量が前年同月の使用量より減っている方**[ポイント数]**▶電気＝1kWh削減につき4ポイント　▶ガス＝1㎥削減につき22ポイント　＊各月、電気・ガスそれぞれ500ポイントを上限	**[申込み]**「対象期間の電気・ガスの検針票（前年同月使用量の記載があるもの）」と「すみだぽいんと登録カード（登録済みの場合）」を直接、環境保全課環境管理担当（区役所14階）☎5608－6207へ**[申込期限]**▶4月分～12月分＝各検針日の翌々月末日　▶26年1月分～3月分＝26年3月31日
緑のカーテンポイント	**[対象者]**ご自身が住んでいる区内住居に、一年草のつる性植物で緑のカーテンを設置した方**[ポイント数]**緑のカーテン1㎡当たり100ポイント　＊500ポイントを上限	**[申込み]**緑のカーテンを育成後、電話で環境保全課緑化推進担当☎5608－6208へ**[申込期限]**9月30日

㊟「すみだぽいんと」未登録の場合は、ポイント付与時に入会申込みが必要です。なお、1ポイントにつき1円として、10ポイントからご利用になれます。
㊟「CO_2ダイエットポイント」は、電気・ガスの検針票からCO_2排出削減量を算出し、ポイントを付与するものです。
㊟「打ち水ポイント」は昨年度で終了しました。

春の全国交通安全運動

やさしさが　走るこの街　この道路

4月6日（土）～15日（月）に、春の交通安全運動が全国で行われます。

「子どもと高齢者の交通事故防止」を基本として、▼自転車の安全利用の推進　▼すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底　▼飲酒運転の根絶　▼二輪車の交通事故防止　に重点を置き、運動を展開します。

また、4月10日（水）は「交通事故死ゼロを目指す日」です。交通ルールを守り、交通事故のない社会を築きましょう。

【問合せ】▼土木管理課交通安全担当☎5608－6203　▼本所警察署☎5637－0110　▼向島警察署☎3616－0110

広告　セミナールーム無料貸出中！サークル活動などに　詳しくは日本生命ライフプラザ錦糸町 ☎03-3635-9731